

令和2年5月8日

「児童預かり」を希望する保護者様

福島市立月輪小学校長 蓬田 孝夫

臨時休業期間（5/11～5/31）の児童預かりについて

今回の臨時休業の延長は緊急事態宣言を受けたものです。感染防止と感染の拡大防止に努めるという趣旨から、児童はできる限り不要不急の外出はさせず、自宅での対応が原則となります。しかし、家庭での児童の看護がどうしても困難な場合に限り、感染防止に最大の配慮をしながら児童預かりを行います。

つきましては、下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

(1) 期間・時間

- 5月11日（月）～5月31日（日）の平日
- 8時30分～15時（※8時30分より前には登校しない）
- 分散登校日も児童預かりを行う。（分散登校日の下校後の児童預かりも可）

(2) 登校方法

- 保護者の送迎
- 児童のみでの徒歩も可とするが、交通安全に十分気をつけるよう、各家庭でも指導を願います。

(3) 預かり場所

- 音楽室（図書室・体育館も使用可とします。）

(4) 持ち物

- 学習道具、弁当（お昼をはさむ場合）、水筒、読書用の本、上履き、歯ブラシ、マスク（跳びなわは可とします。）
- ※ 教科書・ノート、各学年で配布された学習プリント、市販の問題集・ドリル等を準備してください。

(5) 児童預かり時の教職員の対応

- 児童の看護・対応のために、教職員を配当します。

(6) その他

- 保護者の連絡先・預かり希望の月日を、以下の確認書に記入し提出してください。
- 家庭で検温し、健康管理確認表を毎回提出してください。
- 体調の悪い児童の預かりは行いません。また、体調が悪化した場合は、すぐに保護者の迎えを要請します。
- 利用児童が欠席する場合は、保護者が学校に電話連絡をしてください。

（事務担当 教頭 数間 靖徳 電話 534-4368）

----- 切り取り線 -----

臨時休業期間の児童預かり確認書

保護者氏名		緊急時連絡先	
児童名・学年			【 年 】

利用希望日（希望する月日に利用時間を記入してください。）

5/11 (月)	～	5/12 (火)	～	5/13 (水)	～	5/14 (木)	～
5/15 (金)	～	5/18 (月)	～	5/19 (火)	～	5/20 (水)	～
5/21 (木)	～	5/22 (金)	～	5/25 (月)	～	5/26 (火)	～
5/27 (水)	～	5/28 (木)	～	5/29 (金)	～		

※ 今回は分散登校日の設定があるため、兄弟のある場合は、一人ずつ提出ください。